

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認高知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

厚生年金関係 6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和49年3月31日にA社を退職したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が退職日と同日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和49年3月31日まで、A社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録における、申立人のA社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和49年3月31日）は、日曜日であることが確認できるところ、雇用保険の加入記録及びオンライン記録によると、A社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が「月末日」又は「一日」であり、かつ「日曜日」又は「月曜日」である同僚11人のうち、同事業所での雇用保険の加入記録が確認できる5人は、いずれも離職日の翌日が厚生年金保険被保険者資格の喪失日とされている上、当該同僚の中には、申立人と同様、雇用保険の離職日が日曜日とされている者も確認できる。

さらに、当時の事務担当者は、「原則として、給与は25日支給で社会保険料等は翌月控除であったが、締日の翌日から退職日までの給与は、退職時に支給していた。特に、月末退職者については、退職時に支給した給与から退職月の保険料等を控除していた。」旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年2月の被保険者原票の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は平成4年12月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主が資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月1日から9年1月21日まで

私は、A社での標準報酬月額は34万円となってから退職するまで、減額されなかったはずであるにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が28万円と記録されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人のA社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成9年1月21日とされているにもかかわらず、当該喪失日から約2か月後の同年3月25日に、標準報酬月額が随時改定（平成8年12月1日から28万円へ減額）処理されていることが確認できる上、申立人以外にも、当該処理日において、随時改定により標準報酬月額が減額されている者が2人確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本を見ると、前述の時点で随時改定処理された3人（申立人含む。）は、同社の役員であったことが確認できるところ、当時の事業主からは、「当時、業績の悪化により、役員の標準報酬月額を28万円へ、平成8年12月まで遡って減額するよう届け出た。しかし、当該届出時点で既に退社していた申立人には、減額届出について説明しておらず、申立人の給与からは減額前の標準報酬月額に見合った保険料を控除していたままである。なお、申立人は、申立期間当時、取締役であったが、厚生年金保険に係る届出事務についての権限は有していなかった。」旨の供述が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（34 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の随時改定に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主が 28 万円を標準報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 7 日から同年 10 月 2 日まで

私は、平成 2 年 4 月 7 日から同年 10 月 1 日まで、A 小学校に臨時講師として勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

なお、申立期間後、別の小学校に臨時講師として勤務していた期間（6 か月間）は、厚生年金保険加入期間とされている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した B 委員会が発令した人事異動通知書から、申立人は、申立期間において、A 小学校に臨時講師として勤務していたことは確認できる。

しかし、B 委員会 C 課（A 小学校の人事及び給与等を管理する D 事務所の後継事業所）が保管する「平成 2 年度臨時的任用教員発令綴」及びオンライン記録を見ると、申立人と同様、平成 2 年度に人事異動通知書が発令された臨時講師 341 人のうち 138 人（40.5 パーセント）は、任用期間全てが厚生年金保険加入期間とはされていない上、2 か月以上の任用期間として人事異動通知書が発令されているにもかかわらず、当該任用期間が厚生年金保険に未加入とされている臨時講師が 35 人（10.3 パーセント）確認できることから、当時、D 事務所では、臨時講師の全ての任用期間を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことが推認できる。

また、当時の同僚等からも、申立期間における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除の有無等についての供述が得られない上、申立期間を含む前後の期間について、オンライン記録を確認したところ、連番で被保険者の氏名等が記録されており、申立人の記録が脱落した痕跡は認められない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料

を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月1日から33年9月1日まで  
申立期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約9か月後の昭和34年5月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、国民年金に加入した昭和36年4月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 3 日から 40 年 9 月 1 日まで  
申立期間については、脱退手当金を支給済とされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金受付処理経過簿には、脱退手当金の請求から支給決定に至るまでの事務処理の経過が記録されているとともに、当該経過簿において、申立人の記録が記載されたページの前後それぞれ 2 ページに記載された被保険者のうち、脱退手当金の不支給決定及び取下げ等の記載が確認できる者を除く 22 人は、オンライン記録においても、脱退手当金が支給済とされていることが確認できる上、申立人の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがわれない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 26 日から 45 年 4 月 1 日まで

申立期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の「脱退手当金裁定請求書」等の資料が確認できるところ、「脱退手当金裁定請求書」の添付資料の中には、申立期間の脱退手当金を請求する旨の意思表示及び申立人の筆跡と思われる署名等が確認でき、申立人は当該署名が自分の筆跡であることを認めている上、「脱退手当金計算書」を見ると、申立期間に係る脱退手当金の払渡店は、当時、申立人が居住していたと供述する地域に所在する金融機関とされていることが確認できる。

また、申立人の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 45 年 7 月 31 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがわれない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 23 日から 37 年 12 月 21 日まで

申立期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の健康保険の番号を含む前後の被保険者 130 人のうち、オンライン記録により、脱退手当金の受給要件を満たし、かつ申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後それぞれ 3 年以内に資格喪失している女性で、6 か月以内に厚生年金保険被保険者資格を取得していない 54 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、42 人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、そのうち 32 人が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金が支給決定されており、当該被保険者の中には、「脱退手当金の請求は会社がしてくれた。」旨を供述する者がいることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、前述の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見ると、申立人に係る記録が記載されている欄に、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金の算定のため必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答した旨の記載が確認できる。

さらに、申立人の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 38 年 6 月 14 日に支

給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さのほうがわれず、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から29年8月4日まで

申立期間については、脱退手当金を支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給するための手続をした記憶は無く、受け取った記憶も無いので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを示す表示があり、資格期間、平均標準報酬月額及び支給額等について具体的に記載されている上、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがわれない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、昭和36年4月に国民年金の被保険者資格を取得するまで、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがわれない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。